◇漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第一三四号）（農林水産省）

1　養殖共済の対象とする養殖業の追加

養殖共済の対象として、五年魚または養殖業及び五年魚くろまぐろ養殖業を追加するとともに、または養殖業の共済目的にくえを追加することとした。（第一三条及び第一四条関係）

2　養殖共済に係る塡補の責めを負わない損害の改正

共済目的たる養殖水産動植物が販売の目的で単位漁場区域以外の区域に移されている期間内に生じた損害について、養殖共済に係る塡補の責めを負わない損害の対象から除外することとした。（第一六条関係）

3　施行期日

この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三五号）（環境省）

1　温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボンとして、一・二―ジフルオロエタン、フルオロエタン、一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン、一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン、一・一・一・三・三―ペンタフルオロプロパン及び一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタンを追加することとした。（第一条関係）

2　温室効果ガスたるパーフルオロカーボンとして、パーフルオロシクロプロパン及びパーフルオロデカリンを追加することとした。（第二条関係）

3　各温室効果ガスの地球温暖化係数を定め、及び変更することとした。（第四条関係）

4　事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を報告しなければならない事業者の範囲、当該排出量の算定方法等を定めることとした。（第五条～第六条及び別表第一三関係）

5　地球温暖化対策の推進に関する法律第二一条の二の規定により平成二七年度において報告すべき同条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量に関する報告については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

6　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三六号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、改正前の四万六、四〇〇円から四万五、六〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）

2　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、改正前の三万五、四〇〇円から三万六、二〇〇円等と改めることとした。（第二三条関係）

3　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、改正前の六五万六、〇〇〇円から六四万五、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

4　法第五四条第二項第一号の単位排出量当たりの賦課金額を、改正前の五八円三銭から五五円三〇銭に改めることとした。（第三四条第一項関係）

5　法第五四条第二項第二号の単位排出量当たりの賦課金額を、改正前の一、七二一円二五銭から一、八〇七円五四銭等と改めることとした。（第三四条第二項及び別表第五関係）

6　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三七号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当その他の関係法律の規定により物価指数の変動に応じた手当の額の自動改定等を行うべきものについて、所要の額の改定等を行うこととした。（本則関係）

2　平成二七年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　平成二七年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

4　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第一三八号）（厚生労働省）

一　医療法施行令の一部改正関係

刑事施設等の中に設けられた病院又は診療所及び皇室用財産である病院又は診療所については、地域医療構想の達成を推進するための措置に係る医療法の規定は、適用しないこととした。（第三条第二項及び第三項関係）

二　介護保険法施行令の一部改正関係

1　居宅介護サービス費等の給付割合が一〇〇分の八〇となる第一号被保険者に係る所得の基準を定めることとした。（第二二条の二及び第二九条の二関係）

2　自己負担限度額が四万四、四〇〇円となる要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る所得の基準を定めることとした。（第二二条の二の二及び第二九条の二の二関係）

3　違反した場合に介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所に係る指定の取消し等の要件となる国民の保健医療又は福祉に関する法律を定めることとした。（第三五条の五関係）

4　住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が住所地特例適用被保険者に対して行う地域支援事業に要する費用について、保険者市町村による費用の負担方法を定めることとした。（第三七条の一六関係）

三　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の一〇〇分の五に相当する交付金の額の算定方法を定めることとした。（第一条の三第二項関係）

四　その他関係政令の一部改正関係

生活保護法施行令、老人福祉法施行令、地方自治法施行令、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令等の関係政令について、所要の改正を行うこととした。

五　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

六　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三九号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成二七年度における改定率を、〇・九七八とすることとした。

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇日本医療研究開発機構審議会令（政令第一四〇号）（内閣府本府）

1　審議会の委員の数、臨時委員等の設置、委員等の任命、任期等について定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　審議会の長の選任等について定めることとした。（第四条関係）

3　会議を開き、議決する場合の要件を定めることとした。（第五条関係）

4　その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。（第六条～第八条関係）

5　この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二六年法律第六七号）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。